

令和 7 年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(合理的配慮に係る支援)



令和 7 年 3 月 28 日
姫路市 障害福祉課

1 合理的配慮の提供支援に係る助成について

令和7年度から障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成を行います。	
助成目的	令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、 <u>事業者等においても合理的配慮の提供が義務化となった。</u> そのため、事業者等の合理的配慮の提供に係る費用の一部を助成することにより、事業者等の負担軽減を図り、円滑に当該法律の趣旨に則した対応が行えるよう支援するもの。
助成開始日	令和7年4月1日～
助成内容 (区分)	①コミュニケーションツール作成費（点字メニュー作成経費等） 助成限度額：5万円 ②物品購入費（筆談ボード、折り畳み式スロープ等の購入経費） 助成限度額：10万円 ③工事施工費（スロープ、手すり等） 助成限度額：20万円
助成率	予算の範囲内において <u>経費区分ごとの対象経費の1／2の額</u>

2 合理的配慮の提供支援に係る助成の留意点について

対象者	<u>不特定多数のものが利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者又は自治会等</u> ただし、代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するものは対象外。
申請回数	同一申請者から同一年度内に同一区分を2回以上の申請があった際は、<u>対象経費の1／2の合計額が、助成限度額の範囲内であれば複数回申請することが出来ます。</u> また、複数の区分（物品購入費＋工事施工費等）を申請することも可能です。 その場合、区分ごとの助成限度額の範囲内で助成を行います。
完了報告	コミュニケーションツールを作成し、若しくは物品を購入し、又は工事が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は助成金の交付を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、完了報告書を提出してください。 <u>申請した年度内に作成、購入又は工事完了が間に合わない場合は、助成対象外となります。</u>
申請書等 関係様式	申請書等の関係様式については、令和7年4月1日までに姫路市ホームページにて、制度説明や要綱などと併せてアップする予定です。 お手続き際には、ホームページより申請書等をダウンロードしてください。